

ジュゴンの鳴音確認に伴う事業停止要求（国回答及び県指導の概要）

1 沖縄防衛局の回答文の概要

(1) 事業によるジュゴンへの影響はない。

(2) ジュゴンが大浦湾に来遊することは過去にも確認されており、予測・評価の前提

(3) IUCNより以前に、環境省で既に絶滅危惧 I A類に指定されており、再評価が必要な状況ではない。

環境監視等委員会の議題にもせず
専門家の意見を聞くことなく判断

○環境保全図書に基づいて環境保全措置を講じることで、ジュゴンへの影響を適切に考慮

2 指導文書の概要

(1) 指導文の指摘事項

- 専門家の意見を聞くことなく判断したことは、**工事の再開ありきで**、ジュゴンを最大限保護する姿勢が見られない
- 現状の認識を大きく誤認（予測・評価の前提を見直す必要がある。）**
- ①大浦湾へのジュゴンの来遊は過去にも確認されているが、承認時と異なり、現在はジュゴンが確認されず絶滅が危惧される状態で鳴音を検出
- ②IUCNが I A類に指定したことは、国際的にも優先的に南西諸島のジュゴンを保護する必要性を示したものであり、重く受け止めるべき
- 事業によるジュゴンへの影響について再評価が必要不可欠**
- ①濁度や海草藻場について定量的な調査が行われているが、水中音の調査が行われていない。
- ②3月の鳴音検出時にプラットフォーム船の監視で確認されておらず、当該監視が機能していないことは明らかであり、事業実施区域にジュゴンが来遊していたことは否定できず、水中音等がジュゴンの行動に影響していたことが示唆される
- ③個体Aの生息状況に変化があったことからすると、環境保全図書の評価基準以下で影響を受けていた可能性

環境保全図書の予測・評価に大きな懸念（保護機会を失する）

工事を停止してジュゴンの来遊状況や生息環境を改めて調査するとともに、事業によるジュゴンへの影響を再評価するよう改めて求める。